

太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

教育委員会規則第 1 号

太子町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

太子町教育委員会行政組織規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表中

「

社会教育課	生涯学習係 人権教育推進係
文化推進課	文化芸術係 文化財係

」を

「

社会教育課	生涯学習係 人権教育推進係 文化芸術係 文化財係
-------	-----------------------------

」に改める。

第 9 条に次の 2 号を加える。

(3) 文化芸術係

- ・ 文化会館に関すること。
- ・ 図書館に関すること。
- ・ 文化芸術の振興に関すること。
- ・ あすかホール文化振興協会に関すること。
- ・ 文化芸術団体の育成に関すること。
- ・ 文化協会に関すること。

(4) 文化財係

- ・ 文化財保存、保護及び活用に関すること。
- ・ 文化財の調査、発掘に関すること。
- ・ 歴史資料館に関すること。

第 10 条を削り、第 10 条の 2 を第 10 条とする。

第 13 条の表中

「

石海公民館	社会教育課
太田公民館	
龍田公民館	
斑鳩公民館	
地域交流館	
文化会館	文化推進課
図書館	
歴史資料館	
民俗資料館	

」を

「

石海公民館	社会教育課
太田公民館	
龍田公民館	
斑鳩公民館	
地域交流館	
文化会館	
図書館	
歴史資料館	
民俗資料館	

」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。